

参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和三十七年三月二十三日(金曜日)

午後二時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

梶原 茂嘉君
石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
森 八三二君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
重政 庸徳君
柴田 栄君
仲原 善一君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
小笠原三男君
北村 暢君
清澤 俊英君
戸叶 武君
天田 勝正君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
林野庁長官 吉村 清英君

事務局側

林野庁長官 吉村 清英君

説明員

常任委員 安楽城敏男君
会専門員 林野庁林政部長 高尾 文知君

本日の会議に付した案件
○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林法の一部を改正する法律案(閣法第八九号、衆議院送付)を議題といたします。

昨日に続き、本案に対する質疑を行います。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○安田敏雄君 今までの経過からいって、参議院段階における審議は、本法案についてはいよいよ大詰めになったような感じがするわけなんです。そこで、衆議院の農林水産委員会では本法案に対して附帯決議をつけておられるわけですが、この附帯決議について、当局の考え方及び今後の対策というようなものを一応御説明願うことが必要ではないか、こういうふうに考えておられるわけなんです。

これはなぜそういうことを申し上げるかという、今までの本委員会における審議に際しましては、これは当然与党側におきましてもそうでございませうけれども、基本問題調査会の答申が出ている際、あるいは中央森林審議会の答申も出ている際におきましては、いわゆる森林基本法というような根本的な法律を提案すべきであるという意見が強いわけなんです。そういうような観点からいたしまして、早急に林野庁長官におきましても、この法案につ

きましては対処していくという意思表示もあつたわけでございしますから、そういういわゆる意味合いにおきまして、この附帯決議についての考え方を御聞きしたいと思つてございします。

そこで具体的に、一の「生産対策」としては、造林事業の積極的実施及び林道事業の拡充整備に努め、補助制度並びに融資制度を改善するとともに、林業に関する試験研究、指導普及事業の拡充を図ること。こういう点につきま

して、ひとつ長官の考え方を御聞きしたいと思つてございします。

○政府委員(吉村清英君) 衆議院におきましてかような附帯決議をいただいたわけではございしますが、全般的に私どもこの基本問題並びに基本対策に関する答申に沿つていただいま検討を進めておる問題と申し上げても差しつかえない、かように思つております。

まず、最初の問題でございしますが、御審議を願う間に御説明をしたところでございますが、こゝでまとめ、要約して申し上げますと、この造林事業の積極的な実施については、新しい造林技術の導入、たとえば早成樹種の取り入れ、あるいは密植方法の取り入れ、あるいは肥培の方法の取り入れと

いうような新しい進め方を積極的に進めて参るというのを考えてまして、さらに造林事業の機械化というものにも、なかなかむずかしいところではございますが、重点を置いて進めて参りたい、かように考えておる次第でござい

ます。林道事業につきましては、先般御質問がございしましたが、林道事業の進め方あるいは計画という問題にも、私ども検討をしなければならぬ問題があるものでございします。したがいまし

て、三十七年度におきまして、林道の調査を取りあえず実施をいたしまして、これは大体この七月、八月ごろまでに完成をする見込みでございします。

その上に立ちまして、林道事業の計画ないしは実施の方法等につきまして、検討を進めて参るといふように考えておるのでございします。補助制度あるいは融資制度につきましましては、ただいまそれぞれの事業につきましまして造林におきましては、補助と融資の制度をいかに調整をしていくかというような問題、あるいは林道の融資制度というものの再検討というような点について進めて参る考え方でございします。次の林業試験研究指導普及事業という点で

ございしますが、この点につきましましては、林業の政策というものは技術の裏づけなしでは、私どもとしては真の地についた政策というものはできないというような考え方から、ここに試験研究、指導普及事業というものを重点に取り上げて参らなければならぬというように考えておるのでございします。

そこで試験研究につきましましては、この造林事業の現地における試験というものをさらに進めて参りたいということと、それから共同試験と申しますか、総合試験といふことも、そういうことを今後力を入れて参りたいというように考えております。指導普及事業の拡

充という面につきましましては、この従来の改良指導員につきまして専門家を配置して参りたいということは、今のよう配置の仕方では、やはり地区的にまともな、専門的な技術を高度に持った普及員を養成をいたしまして、協力をして普及事業をして参るといふような方向で進みたいというように考えております。

○安田敏雄君 この融資制度を改善するといふことは、結局その融資額は従来のままで、それから従来のその融資制度に悪い点があつたから、それですから今度改善する、こういうことなんです。それとも改善強化という意味を含めまして、従来の林業資金に對してのきわめて不円滑と同時に非常に額の少ないという問題がある。したがって、そういうそのいろいろの欠点を改善していくと同時に、融資のワケを金的に拡充していく、こういうようなことなんです。そういう点をお聞きしたい。

○政府委員(吉村清英君) 融資のワケも、三十七年度にはかなり大幅な計上をいたしております。申し上げましたが、きのうもちよつと申し上げましたが、三十六年度総計で五十五億二千六百万円に對し三十七億八千万円というように大きく計上をいたしておるのでございします。たとえば造林事業に對します融資あるいは補助というやうな問題におきましても、現在の造林事業が大体五、六千万人の林家によつて実施をされておるのでございします。この特色あ

ります。それぞれの林業の階層性に応じて、適切な助成制度を確立することが必要であるかと考えまして、三十六年度、三十七年度において造林補助査定基準というものを作りましたために、調査を実施しております。この調査の結果をまとめて補助、融資の実施の基準を明確にして造林の助成制度の適正を期したいというように考えておるわけでございます。このワタの問題とそういった適正化の問題という両方にわたって検討を進めております。

○安田敏雄君 指導普及事業の拡充は、はかるということの中に、先ほどの説明では、専門的な技術者を置いて林業経営に対する試験研究に対する指導を強化していくのだ、こういうことになるわけでございますけれども、これは従来そういう専門的な指導をする人はいなかったのですか、私は初めてでなわからぬのですか。

○政府委員(吉村清英君) 現在までの配置の状態を申し上げますと、大体森林区を単位に配置しておいたわけでございます。これを地区をまとめて地区主任というようなものを置きまして、それに集中配置制をとりまして、それぞれの専門的な技術を持った指導員を養成して参りました、これがその地区の中の指導を協力して参るというように改めるのでございます。

○安田敏雄君 これは拡充をはかつていくという問題の中には、従来指導員の再教育の問題もあるかと思ひますが、もちろんそれだけでは今後の林業経営の見通し、国土保全というような問題を考えましたときには、やはり新規採用という問題がある。同時に、その新規採用する人を特に国有林

労働者につきましては、いろいろその身分上の問題がきわめて前近代的な労働関係にあるものもあれば、あるいは一般並みの公務員というような人たちと同じ待遇を受けているというきわめて内容が複雑化しているわけですが、そういう指導員を新規採用する場合も、拡充の一つに考えられるわけなんです。そういうようなときにおいてのその身分上の待遇、そういうようなものについては、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(吉村清英君) この指導員は、民有林関係の県の職員でございます。国有林のほうとは別でございます。

○安田敏雄君 果のほうですか。

○政府委員(吉村清英君) はい。

○安田敏雄君 国有林のほうは指導員を拡充しないのですか。

○政府委員(吉村清英君) 国有林のほうは、指導員は今のところございませぬ。

○安田敏雄君 これは衆議院で自主的につけた附帯決議なんです。この指導員というの、そういうような民有林、いわゆる県有林に限って限定しているのだというようにあなたは解釈しているわけですか。

○政府委員(吉村清英君) さように考えております。

○小笠原三三男君 関連して。この造林事業の融資の問題ですが、これはやはり附帯決議にある拡大ということとは、造林事業の融資の拡大ということとを意味しておるという受け取り方をしていますか。

○政府委員(吉村清英君) 拡大ということとは、そういうふうに考えております。

す。それで三十七年度にも、三十六年度に造林融資では二十二億八千万円に對しまして三十三億六千万円計上いたしております。

○小笠原三三男君 それで融資のワタが不足をして繰り越しなり翌年度回しなりその他しているというお話を承っております。その三十三億六千万円ということは十分要求に応じ得る金額として見込んだ金額ですか。

○政府委員(吉村清英君) その点につきましては、御指摘のような事情も本年度まではございまして、特に大蔵当局とも折衝をいたしました。来年度の三十三億六千万円という融資の額になりますと、大体私どももいたしましては要求に応じられる、こういうふうな考えております。

○小笠原三三男君 三十三億六千万円というものの融資ワタは、内訳は見込みとして大規模な造林事業とか、農家における小規模なものとか、そういうものを内訳で考えれば、大体大筋はどのくらい金額になりますか。

○政府委員(吉村清英君) これは農家とか何とかというところでなしに大規模な造林、これは十二億でございます。それから小造林八億、公有林十二億、樹苗養成が三千万、それから補助残の融資が一億三千万、こういうことです。

○小笠原三三男君 大規模なのが民有林でも法人成りのほうへ渡るのは十二億、公有林が十二億という大体二十四億、もうそこで取られますね。あとはその他のほうに回っていく。

それです。お聞きしたいのは、大規模造林というの、どういう向きの造林で、そうして十二億という相当の金額ですが、どういう根拠を必要があつてそ

ういう企業として経営されている森林業者にそれだけの融資が与えられるのか。この辺のところをお伺いしたい。

○政府委員(吉村清英君) これは面積五百町歩以上の所有者ということになるかと思ひます。主体は、と申しますか、パルプ業界にかなり多くついております。

○小笠原三三男君 それらは結局五百町歩をこえる個人または法人が貸付の対象である、従業員が百人以上だ、それが三十六年度において六億か幾らか需要を満たし得ない。年度末に極力調整するといふような話も承るところですが、私の聞いておるのは、そういう意味合いから聞いておるのじゃない。そういうパルプ業者などというものに、企業として最初から見込まれて造林の計画や何かもやろうと、あるいは黒字の、採算のとれておる会社にとりまして、そういう大きな金額が融資されるのですか。そのことは日本全国の今日の造林事業を推進していくにおいて、きのう言われまして家族的経営を伸ばしていくとか、事業経営を伸ばしていくとかという問題に関係するもので、どうしてそういうところに一々援助を与えるのか、非常に不思議でなぬ。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、この造林は、ほとんどパルプ業界等の造林は拡大造林でございます。伐採当時の収入というものは、ほかの植林的收入とは比較にならない収入であるわけでございます。しかも、そうでない伐採したあとの造林というものが非常に多いわけでございます。

○小笠原三三男君 ですからこれは、会社経営については私しろとすけ

れども、持ち山を伐採してパルプ材として使う、あるいは他から買入れて使う、そのことによって製紙なら製紙という生産なりコストの中に、一切そういうものが入つて一つの価格を形成しているのじゃないでしょうか。そういうのは抜きにして、それは国からひとつ長期資金、低利資金を持っていつてやるのだ、それで初めて企業採算が取れるのだという経営の仕方をしていくのですか。

○政府委員(吉村清英君) この点につきましては、自分の持ち山の伐採というよりも、パルプ業界に対して通産が認可を与えますときに、計画造林をしながらという義務を与えておるわけにして、それに従つて分収造林等を実施いたしておるのでございます。

○小笠原三三男君 しかし、新しい製紙業者というところは大昭和製紙ですか、そういうようなところは最近できたのだけれども、ほとんどがしにせじやないでしょうか。

○政府委員(吉村清英君) 確かにしにせでございますが、造林の何と申しますか、実行の義務と申しておりますけれども、これは割り当てられてやつておるようでございます。

○小笠原三三男君 それは割り当てられていて、だから造林することによって生きていく会社として、初めからそれが企業経営の中でひとつのウェイトを持って採算の基礎になつておるのじゃないですか。それはもう経営上の資金からはみ出して別のところから持つてきて、伐採した跡地の造林やら分収造林などの資金を求めなければ、会社はやつていけないという状態なんではないのでしょうか。

筋道として……。

○政府委員(吉村清英君) 会社の經理状態というよりも、むしろ私どものほうの資源政策をいたしまして、私どもとしてはやはり無理をしてもやってもおこななければならぬというように考えておるような次第でございます。

○小笠原二三男君 ですから、それは林野庁としては無理をしてもやってもおこななければならぬし、通産省がこの会社を監督し、認可している建前からいって、当然造林が義務づけられているというなら、やらせたらいいじゃないか。何で国が直接間接、国民の税金を、特定の会社にそれだけ出してやらなければならぬ必要があるのかという点が納得いかない。しかもたくさんある金ならいいでしょうけれどもね。小型造林と申しますか、一般の造林のほうにおける融資というものは、希望を受け入れることには十分な資金があるわけですか、今までの経過から見て。

○政府委員(吉村清英君) 小規模の造林に対しては、補助するようにいたしましたしております。で、この点を先ほど御説明を申し上げたのでございますが、補助と融資をいかに進めていくかということについても、ただいま三十六年、三十七年度にわたって調査検討をいたしているところでございます。

○小笠原二三男君 この附帯決議では、造林事業の積極的な施策を講じろという中には、融資造林事業、これを進めるのだ、これも一つの重要なウエイトだということ、その内容としては、ほとんどパルプ業者、大規模な造林業者に対する貸付なんだということ、公有林は対等に一応は扱われていますが、

ね。しかし、これは公共性をむろん持っているものです。しかし、これを拡大していくということ、しかもこの財源というものは、国有林事業でつか、それから得た利益の剰余金の一部を、特別会計に繰り入れて、財源としている。そういうものに十二億も出すなら、そういう剰余金の一部というものは、他にもっと緊急性をもって使われるという方が考えられないのですか。

○政府委員(吉村清英君) この小造林につきましては、先ほども申し上げましたように、融資よりもむしろ補助でいって、融資はまかなえるというように考えております。と同時に、この大造林と小造林、公有林の貸付の条件も違ふのでございます。大造林は五分五厘でございますが、小造林は四分五厘、公有林も四分五厘という差があるのでございます。

○千田正君 関連。今の小造林ですね。それは五町歩以下は対象としていないじゃないですか。今まで大体の標準は何町歩を小造林としたのですか。

○政府委員(吉村清英君) 小造林は五町歩で線を引いておりますから、それ以下でございますが、一反歩以上につきましては、補助を出しておりますし、それから融資も必要であります。ばいたすということにしております。

でございまして、それをやらないうことになりまして意味がないと思うのであります。やっております。

○千田正君 私の村などでは五町歩以下ばかりなんです。それでかつて借りたということもないし、借りようとしてもなかなか貸さないのです、現実には。そういうネックがどこにあるかというところを研究しておられますか。

○政府委員(吉村清英君) この補助を受けられました造林につきましては、融資は補助残融資という別途の方法があるのでございますが、その融資も道があるのでございますから、もしそういうことがございましたら、さっそく私も調査をいたします。

○千田正君 この際ですから、そういうことに対してのPRがさくさく足らないと私は思います。もう少しこういう法案が改正されるのを機会にして、もう少し小造林、苗さへ買えない、伐切の跡に植林しようとしたって苗さへも買えない、そういう農家の現状をもう少し把握して、もう少し協力するような態勢を整えていただきたいと思っております。

○政府委員(吉村清英君) 承知いたしました。県それから森林組合等を通じて、十分徹底するように措置をいたしたいと思っております。

○小笠原二三男君 それで何度も同じことを繰り返すようですが、今後この種のことを継続しなければならぬとお考えですか。

○小笠原二三男君 会社自体にそういうことをやらせる、義務づける、そのことが国の援助、金の融資というものの裏づけがなければできないのですか。その方針は賛成です。

○政府委員(吉村清英君) 先ほども申し上げましたように、伐切した跡等に私どもがそういった政策的な意味で植林を勧めて参りますためには、生産に係からもやはり続けて参らなければならぬと考えております。

○小笠原二三男君 私はこの点が全然納得いかないのですよ。会社が会社として成り立つためには、それはパルプ材が必要で、買うか、植林するかです。買う価格と買わないのは、これは私わなくて二十年も債務を延滞することになって、直接手形なり何なりで短期で払っているわけですか。その払っている代価というものは、三十年なり四十年なり育成させた幾多の生産費、造林費と申しますか、そういう費用がかかっていることが見込まれてはつきり買っているのです、会社は。そんなら自分で植林し、造林し、そうして自分を使うというのに、なぜ会社が金を出せないのですか。これがわからぬのです。他のものから買うときには、一部利潤を手元で買っている。そんなら自分たちが法人として経営上植林をするというのには、それよりもコストが低くパルプ材が得られるはずなんです。資金の点で長期に資金を貸せるといいうことが不可能であるから、国としてこれが援助をしていくということなのですか。これは資源を培養するといいうことはよくわかってる。しかし、

会社自体が経営上からいって、当然それは伐採跡地に植林するということはあり得ることじゃないですか。それのあと押しを国が援助をする、それが大規模造林者といわれる、内容としてはパルプ業者だといわれている。そんならもう少し別途に、この金が有意義に使われるということではないのですかという議論も起こるように思うのです。何かそういうところが、ある面には同じ造林事業の拡大というところで優遇をし、ある面については何か冷淡である、そういう感じ方を持っている。もう少し堀り下げて、ただ資源の培養だからということだけでなく、御説明をただだけ聞いただけでなく、もこういう大規模造林業者というものを、これは五百町歩以上のものを対象にするのです。

○政府委員(吉村清英君) 特定のものに厚く、特定のものに薄くという考え方はないのではありません。造林事業は、むしろ補助は小さいものにといいことで、零細なものには補助をいたしております。その上にその他融資が必要なものには融資ができる道が開けております。しかも、一部金利も低い金利であるわけでありまして。

○小笠原二三男君 では、またあらためて伺いますが、融資の対象になるものは何町歩以上なんです、非補助の融資の対象の事業は。

○政府委員(吉村清英君) 限定してありません。

○小笠原二三男君 限定してなければ、境目にあるところはどうかなんです、認定ですか、融資と補助と。

○政府委員(吉村清英君) そのところ

ろをはっきりいたしたいということ
で、ただいま検討をしているというこ
とを今申し上げたわけでございます
が、この融資と補助は造林者の選択の
意思というものが尊重してやっております。

○小笠原三三男君　そうすると、五百
町歩にのらなくとも、相当大きな造林
業者でも補助金という形式で造林をす
るという形もあるわけですね、法人等
において。

○政府委員(吉村清英君)　ほとんど法
人、この大造林というようなものには
ございません。

○小笠原三三男君　そんな従来の例
を例示していただけて、こうです
が、どの辺が境目になっているのです
か、常識として。

○政府委員(吉村清英君)　指導とい
うしましては、五十町歩程度以上はなる
べく融資に回ってほしいというように
指導をしているわけでございます。

○小笠原三三男君　融資と補助と、予
算上そんならどういふことを見定めて
予算を作っているのですか。

○政府委員(吉村清英君)　この指導に
使っております五十町歩の境というよ
うなものを基準にいたしまして算出を
いたしております。

○小笠原三三男君　そうしてそれが実
行されておるわけですか。

○政府委員(吉村清英君)　造林者に
よってば補助でいきたいという方
も中にはあるわけでございます。で、
完全という方とあれでございますが、
大体そういう方向に進んでおります。
したがって、これを完全に分けて参り
ますために、その検討の資料を今集め
ておるわけでございます。

○小笠原三三男君　そうすると、将来
検討されますと、やはり今までのよう
なあいまいな形でなく、法律的にその
点を明らかにするということになりま
すか。あるいは従来のように、ちよっ
とした法律があるのに対して、あとは
要望というような形であなたたちの裁
量いかんどうにでもなるような、そ
んなやり方でこの事業を進めようとし
ていますか。

○政府委員(吉村清英君)　今のところ
法律にはならないと考えております
が、さらに検討はして参りたいと思っ
ております。

○安田雄雄君　このくらいにして、第
二項ですが、第二項は読みませんけれ
ども、これについてひとつ考え方を聞
きたいと思つて。

○政府委員(吉村清英君)　これは非常
に大きいけれども然とした問題が盛ら
れておるわけでございます。こういう問題
につきましても、個々の面で御説明を
して参つたわけでございますが、民有
林の利用の合理化、ただいまの財産保
持のな所有の仕方だという、ああい
うものから経営の形に持っていく。そ
うなには、この御指摘にもありますよ
うに、まず土地の利用の区分の明確化
をいたしまして、林業の機械化等を
実施して参つたり、いろいろやらなけ
ればならないことがあるわけでござい
ます。そういう面について私どもただ
いま内部におきまして検討をいたして
おるのでございますが、一部森林組合
を中心とする機械化、あるいは作業員
の作業班と申しますか、労務班の編
成、そういうような組織化というよう
なことについては着手いたしまして、
三十七年度から一部実施をして参るよ

うにいたしておるところでございま
す。国有林野の利用の合理化につきま
しては、この点では何と申しますか、
地元との関連が含まれておると思いま
すが、その点につきましても、なるべ
く早急に結論を出しまして、国有林野
の地元の合理化、地元利用の合理化と
いう面について貢献のできるような制
度を考えたいというように考えており
ます。

○清澤俊英君　関連して、今の国土の
利用というのですか、その問題で、
きょう畜産局長いたらちよつと出ても
らいたいと思うのですがね。それで畜
産関係においては牧野の造成、草地の
造成等の問題が強く取り上げられて、
畜産振興が取り上げられているので
す。こういう点で、あなたの方で何
か今年の予算を組む際に、どれくらい
の計画量を持つていられるのか、また将来
どのくらいのものを持ていられるのか、
うものにはずしていくのか、たとえば
放牧地帯を作るといふことになりま
す、相当のものがあると思うのです
が、そういう問題は大体どう解決して
おりますのか。またこれから先、森林
計画を行なわれまされる際に、そういう
ものをどういふふうにお取り上げにな
るつもりか。第三点は、大体そうした
ものに向けられると思う国有林はどれ
くらいあるのか。まずそれから伺ひ
したいと思つて。

○政府委員(吉村清英君)　私は畜産局長があれ
だけのものを打ち出すからには、相当
の地積というものをあなたの方で分
けてくれるという話があったんじゃない
かと思つて、そういう点のこまかし
いひとつ御説明を願ひたいと思つて。

○政府委員(吉村清英君)　この問題
は、やはり土地利用区分の確立とい

問題に関連してくると思うのでござい
ます。この点につきましては、技術会
議が中心になりまして、畜産あるいは
林野、農地、こういう関係の局長が集
まりまして、この土地利用区分をきめ
て参ります基準をたいていただけて
ところでございまして、それによりまし
てこれが実施をされてくるようになる
かと考えておるのでございます。先生
の御質問の、具体的にはたいていまの
ところでは、別に畜産局と交渉は持つ
ておりません。

○清澤俊英君　基準をきめていくとい
うのは、大体どういふことなんでしょうか。
○政府委員(吉村清英君)　土地利用区
分でございますね。たとえば林地であ
るべきであるとか、農地であるべきで
あるとか、あるいは牧野であるべきだ
というふうな、そういう判定をする
基準でございまして、これをたいていま
農林水産技術会議を中心にしたしまし
て検討を進めておるところでござい
ます。

○清澤俊英君　そうすると、それらが
完全にきまらなければ、またあなた
の方の完全な造林計画というふうな
のはできないわけですね。また、それ
を無視して計画を立てても、あとから
問題が出てそれはやめなければならぬ
と、こういうことになれば、そういう
計画はくずれますね。そういう点では
どういふ御考慮を払っておられるか。

○政府委員(吉村清英君)　問題が起き
るようなところは、あえて進めるとい
うようなことにはならぬかと思つて
が、もうすでに放牧地等に使われてお
りますところのほうは、やはり逐次
そういう開闢の事業をやっている
と思つて。

○清澤俊英君　これは今現在やってお
るものは、それは当然の話だろうと思
う。これから畜産振興に対して、飼料
対策として牧野の開闢、放牧地の造
成、あるいは草地の造成というふうな
ものが当然問題になっていっているの
で、問題になっておられますならば、こ
れはむしろ、民有林にしろ、国有林
にしろそういう問題は出てくると思
う。ことに私は一番今の場合だと、そ
ういふことを実行していく場合に、な
かなか民有林は無理だと思つて。

畜産局でも一昨々年か、そういうこと
に使うために土地利用のための研究費
というものをとって、そして利用の研
究をしていられるけれども、なかなか
地と違つて、そううまくはいかないと
思つて。そうすると、目標として
定められるものは、やはり国有地だ
と、こう思う。そういうものに対し
て、何か政府内部において、総合的
な話し合いの場というんですか、研究
の場というんですか、そういうものが
現在あるのか、これから持つていく
つもりなのか、これを一つ伺ひして
きたいと思つて。

○北村暢君　関連。この土地利用区
分の明確化の問題については、先般の
当委員会において、開拓関係の法案、
開拓融資保証法の一部改正案がとお
るときに、農林大臣が明確に私の質問
に対して答弁しているわけですが、思
ひ切つて農用地の開発をやるとい
うことを言明をいたしております。そ
して先般大臣が岐阜県等へ行って、
その構想を発表したところが、いわゆる
地主と称する山を持つていられる人
から、大臣は相当猛反響を受けた。山
林の所有権にまで関連する問題につ
いて、岐

○政府委員(吉村清英君)　まず清澤先生の御質問に対してでございますが、さしあたりの問題といたしましては、やはりケース・バイ・ケースに関係者が十分協議をして、遺憾のないように処理をして参らなければならないと考えております。

それから全般的の問題といたしまして、北村先生の御質問につきましては、御意見のとおりだと私も考えております。したがって、むやみやみにそれぞれの立場を固執するというところでなしに、関係者と技術会議を中心といたしまして、十分納得のいく議論を進めまして、そういうった中において、この土地利用区分というものを明確化して参るようにな努力をしたいと、かように考えておる次第でございます。

○小笠原二三男君 関連して。この土地利用の区分の明確化という問題ですが、これは長官のお考えとしては、この種のものには林業基本法、あるいは森林法、そういうような名称の一部として取り扱うものとお考えになっていきますか。それとも、単独に立法化して、強力な施策としてこれをやらなければ

実現が不可能であるというようなお考えを持っておられますか。技術会議等に諮ってということですが、長官自身のお考えはどうですか。

○政府委員(吉村清英君) たいへん怪
来にわたりますので、御回答申し上げ
にくいのですが、一つの林野
だけの問題でもございませんので、こ
の点につきましては、もう少し検討を

進めまして結論を出さなければなら
ない、これは農林省として結論を出さな
ければならない問題だと考えており
ます。

○小笠原二三男君　これは政務次官、大臣等に何う重要な問題なんですすがね、このことは、実際にやらなければならぬ、やり切ろうということで、具体的に技術会議等の問題として早期に結論を得るということについては、確実に皆さんのほうでお約束できますか。

○政府委員（吉村清英君） まゝ、これは技術会議が中心になってやっておるわけですのでございます。これが総合的に農林省として結論が出ることになるわけでございますが、私どもも、やはりなるべく早く結論は出すべきだというふうな考えて努力はしておるのでございますが、なかなかむずかしい問題もございましてでございます。

○小笠原二三男君　むずかしい問題と
いう一点として伺いますがね、この十
地所有の關係にまで触れて、一方は農
地法の改正等が行なわれるけれども、
これとは趣を異にしますが、林野の關
係についてもその点まで触れなければ
本物にならぬとお考えですか。触れな
いで、今、構造改善ということで言わ
れておるようなものが処理できるとお
考えですか。

○政府委員(吉村清英君) 現在、私が
むずかしい問題がありますと申し上げ
たことは、技術上の問題で、まだ十分
に煮詰まっておらないことを申

し上げておるわけでございます。
○小笠原二三男君　それで私の答弁には……。
○政府委員（吉村清英君）　したがいますして、土地所有関係という問題にま

で、私どもは今触れて考えておりません。

○小笠原二三男君　その範圍で、この附帯決議が希望しておるようなことができるかと長官はお考えになっておるのですか。

○政府委員（吉村清英君） 私の記憶しております範圍におきましては、衆議院で御質問のありましたこの土地利用区分と申しますのは、私が先ほど来御説明したようなことであったように記憶しておるのでございます。で、したがいまして、所有関係の問題には、この利用区分というものは触れておらないか、ったように考えております。

○委員長(梶原茂嘉君) 委員長から希望しますけれども、関連質問は、できる限り簡潔に願います。

○清澤俊英君 今の問題、そういうものがきまって、きまり方によっては、面積が違ってくるでしょう。そうすると、それらがきまらなければ、完全な

林業計画というもの、需給計画というものはできないわけだ。こういうことが考えられるが、それについてどうお考えになっておるか。

○政府委員(吉村清英君)　まあ、その
いう減ったりふえたりするということ
はないとは申し上げられないと考えて
おりますが、牧野、畜産関係におきま

しては、大體、原野のところが多く使われるようになるのじゃないかといふように考へております。

○安田敏雄君 機械化の問題について

聞きたいと思うわけですが、たとえ
国有林における機械化の問題の中で、
一応林道の林鉄を廃止をして自動車道
に切りかえるわけなんですけれども、
いただいた資料によりますと、四十二

万六千九百四十八キロ、百九十二路線について、林鉄を撤去して自動車道に切りかえておるわけなんです、こういう問題については、労働者側との聞

○政府委員(吉村清英君)　そういう点につきましては、事前に話し合いをしておいての事前の協議というものをやっぱし、やっておるわけですか。

○安田徳雄君 その際、当然自動車道に切りかえますというところ、今までの林鉄の従事者というものは、今までは配属転換なり、あるいは一番悪い条件のもののは、臨時作業員の常用でない者が多いから、首切りの対象にもなる、こう

いうことにならざるを得ないと思うのですが、こういう点の問題は、どうい
うように処理しておりますか。

○政府委員(吉村清英君) 配置転換をして首切りということは考えておりません。臨時作業員は、臨時に期間をきめて雇用をするわけですから、これは

私どもは、いわゆる首切というものは考えておらないわけでございます。
○委員長(橋原茂喜君) 安田君に申し上げます。当初お話し申し上げま

た、大体、一時間のあれが来たのでありますが、関連質問が相当ありましたので、委員長は若干関連質問の時間を考慮するつもりであります、できそ

限り、当初の話し合いの線で進められんことを希望いたします。

○安田敏雄君 それはそうですね。けれども、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梶原茂嘉君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を起して。

○安田敏雄君 そこで、自動車道に切りかえますという、当然林野庁のトラクタを使う以外に民間のトラクタをたくさん使うだろうと思うわけなんです。そういうようなことで、今度この切りかえによってどのくらい民間のトラクタを請負制にしてふやしておるかという問題はどうかですか。

○政府委員(吉村清英君) これはそういう意味の集計をしておりますが、資料の七ページに製品生産事業請負比率の輸送というところ上がっておりますが、輸送は、請負事業が逐次ふえて参っておりますが、こういうものがそれに当たるのだと考えております。

○安田敏雄君 数字はわからぬですが、国有林から見ると、自家用といいますが、官庁のトラクタを使うのと民間のトラクタを使うのとは、その経費の点は民間のほうが安いのですか。

○政府委員(吉村清英君) 一般的には申し上げかねます。これは高い場合、安い場合、その比較をしてやっておりますが、たとえば民間のトラクタを雇い上げるというようにときに、高い場合はどういふことかといいますが、やはり八時間労働ということに私ども限定をいたしておりますので、割高になるといふこともあるわけでござい

○安田敏雄君 民間のいわば民トラを入れるときには、これはほぼ請負制が多いんじゃないですか。

○政府委員(吉村清英君) 請負契約をいたします。直営製品を、国の資材

を、原木を運搬するといふときは請負契約でございします。

○安田敏雄君 そうしますと、大体民間のトラクタを入れることのほうがいろいろの点について得だ、安上がりだといふ結論になるわけですね。

○政府委員(吉村清英君) 特に安上がりだからやるということでもないの、ございしますが、高い場合もありますし、安い場合もあるものですから、そういうものを比較検討をしてやっておりますのでございします。

○安田敏雄君 こういう機械化、合理化の面から自動車道にするといふことはやむを得ないことだろうと思ひますけれども、そういうようなことによつて、従来の林鉄に従事しておつた職員が他に配置転換、あるいはその他問題が生まれても、まあ結局そうでなくとも国有林の労働者は非常に賃金が安いといふことを言われておるわけではございしますから、そういうような面において、これはそういう待遇上の問題等につきまして、十分考慮を払ふ必要があるといふことを要望しておきます。

それからもう一つの問題として、機械化の導入対策でもって、自動ノコで

あるとかワンマン・チェーンソーの採用といふものをしてやっておりますが、こういうようなことによつて、ある地区においては従前二人ぐらいで仕事をしておつたものが一人で機械化のために操作を行なう。そういうことによつて相当伐倒材の下で犠牲者が出るというやうな問題が起きておるわけではござい

すが、そういうやうな問題についての十分対策を考慮する必要があるんではないか、こういうふうに思ふわけでは

これは毎年秋田管内で六人から十人以上の死者が出ておる。三十五年度も死者十人、重傷三百三十五人、軽傷六十七人、合計四百四十二人の死傷者が出ておるわけなんです。その内訳を見ますといふと、大体伐木死者が三、機械集材で二といふやうな割合に、機械化に伴つてのいふ犠牲者が多いわけなんです。したがつて十分機械化する場合におきましては、それに対するところの指導訓練等ももちろん必要でございしますけれども、機械の導入によつていたずらに合理化の面から人員を削減していきま

うと、これは思ひやうな犠牲者が生ずるという場合も、特に地理的条件が山は悪いわけですから、そういうやうな問題を考慮して十分対処していかなければならないと思ひますが、こういう問題についてのひとつお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉村清英君) 私はやはり人命が一番大切だと思つております。その考え方によつて、すべての合理化あるいは機械化といふものは進めて参らなければならぬと思ひますが、そういうものが進んで先ほどお話ししたワンマン・チェーンソー等も、危険をおかしてまで、無理をしないといふ考え方で進んでおります。

○小笠原三三男君 関連して。この林業経営の協業化といふ問題についてお尋ねしたいんです。これは林野庁の受け取り方としては、どういふ森林の所有者の協業を考えておるか、どのくらいの規模のものが寄り集まつて協業していくことを育成しようと思つておるか。

○政府委員(吉村清英君) 規模の制限は考えておりません。この調査会の答申の中にもございしますように、あまり

に零細なものの個々の経営では、十分な目的が達せられないといふやうな考え方方もございまして、私どももいたしましては、やはり労務が組織化されまして事業が共同化されるといふことを主眼にして考えておるわけではござい

ます。

○小笠原三三男君 そうすると一町歩以下のような、ほんとうに零細なものの協業にも補助とか貸付とか、そういうことが認められるんですか。

○政府委員(吉村清英君) そのほんとうに零細なものを考えておるのでございまして、今回まず手始めにやりましたのは、森林組合にその機械を持たせまして、たとえば先ほどお話ししたチェーンソー、それから刈払、あるいは集材機、こういうものをセットで持たせまして、労務を組織化して、これで共同的な事業を進めて参りたいといふやうに考えております。

○小笠原三三男君 そうしてそれは林業経営維持改善資金などといふものをし出し得る対象になるのですか、個々に一町歩以下のものであつても、協業すれば相当規模になるというものは、

○政府委員(吉村清英君) 個々にできます。その経営維持改善資金といふのは、ただし二十町歩以下という制限をいたしております。

○小笠原三三男君 そうすると、二十町歩以下で、一町歩未満は切り捨てた、森林とみなさない、そういうやうな方針というものはないわけですね、今度の個別経営といふ問題で。

○政府委員(吉村清英君) そういうことは考えておりません。特に自家用林といふものを知事に申請をしまして、自家用林に指定をされますと、これは森林計画等のまあ制限といひますが、にならないといふことはありますが、全部であります。

○小笠原三三男君 ついでにこの際ですから、前に聞こうと思つたことを、ちょっと事務的なことですからお聞きしたい。大規模な森林業者は融資の対象になる。それは大体五十町歩以上、五十町歩未満のところは補助という形で進む。そういう中に林業経営維持改善資金といふものは貸し出して二十町歩以下、それには管理資金と造林資金のうちの保育資金を出す、こういうこととすね。そうすると、五十町歩から二十町歩までの間のものは林業経営改善維持資金と申しますか、その対象にはならない。

○政府委員(吉村清英君) 二十町歩以上は一応対象に……

○小笠原三三男君 五十町歩以下二十町歩以上のものは。

○政府委員(吉村清英君) それ以上も。○小笠原三三男君 それ以上も対象にならぬが、その中間層のものは、また特にならぬ。

○政府委員(吉村清英君) それもならない。

○小笠原三三男君 それはどういふわけですか。

○政府委員(吉村清英君) まあ、一応零細な二十町歩以下といふものを主眼にしてこういう経営維持改善資金を貸すといふことでございします。

○小笠原三三男君 もう二十一町歩になったらいかにいふこととすね。

○政府委員(吉村清英君) そういうことにならぬと思ひます。

○小笠原三三男君 なぜ、それが二十町歩といふものが、それ業務方法書で

のだ、これは柴田さんのときだと思うのですが、そういうことが話されたのですが、その後の様子を見ますと、さらにそういうものが行なわれておるようなことは聞かないのですが、それは今どうなっていますか。これは直接あなただけのほうばかりでなく、近く畜産価格安定の問題等に対しては重要な問題でありますので、一応あなただけのほうは今どうなっているか。

それから、同じく新たに立てられる林野関係の造林計画等に対しまして、この問題をどうお考えになっているのか。

○政府委員（吉村清英君） 草の問題でございしますが、これは御質問がどういう方面でございしますか、畜産に関係をいたしました林地との関連した草の問題になりますと、私ももやっておりますのは治山でございしますね。たとえば荒廃地、禿しや地の治山にそういった飼料になる草をまず植えまして、土砂の流出をとめる、それにイタチハギでありますとか、ニセアカシアでありますとか、葉を飼料にできます灌木ないしは立木の広葉樹を植栽をしてこの飼料に供するということも一部ではやっております。しかしながら森林が蔽蔽をして参りますと、なかなか草というものはいりくくなるのであります。全面的にはなかなかやはりそういった禿しや地の改良というものの過程にそういうものが使えるというようなことになるのではないかと思っております。それは実際にやっております。

○清澤俊英君 当時で話は、私のまあ記憶違いであれば別ですけども、とにかく立木の下に植える草によって立木の生長が違うと、したがってそ

の草を、これは畜産ばかりじゃない、畜産に關係しないでもそういうものと一緒に研究することが重要性を持つ。これらのものはいずれ新たにできる技術會議等によって研究していく方法を定める、こういうことになっているのですかね。ところが、そういうものがさらに今お話を聞きますと、行なわれておらないと思う。だから、したがって私どもは今これからあなた方が立てようとする森林計画の中に、そうしたものが入らない、こう解釈していいのですか。

○政府委員(吉村清英君) 御質問のあれから考えますと、あるいは肥料木といいますが、灌木のようなものになるかと思いますが、そういうものが下にありますが、森林の生長に非常にいいという結果は出ておるのでございます。そういうことはやってみます。が、難敵した森林の中に草を植えるということはちょっとむずかしいのじゃないかという気がするの、でございす。そのころの事情を私一度調べてみたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それで何かお向かいのあたりのほうから、造林資金等についてものがわからぬような意味合いのやゆのなあれがあったのですかね。事実私はわからぬのです。わからないから聞いている。林業経営維持改善資金というものは昨年出ただけで、またあらためて来年度金がふえることから業務方法書や何か変わって、これから農林大臣の告示で発足するような姿勢にあるのでしよう。わからぬから聞いておる。まず、この林業経営維持改善資金というものは、事務的に内容がわからぬ管理資金だ、造林資金だ、保

育資金だ、相続資金だ、何資金だという……。体系的にいつて二つの項目に分かれ、その中の何々と何とちよとお話していただきたい。そうしてこの問題は、今後の林業の構造改善に寄与するという観点からおかれるものか、当座の今の事態をしのいでいくというために、二十町歩以下ということではこれを適用していくこととするのか、その辺の根拠を聞かなければ二の林業改善、経営改善対策という一環の問題としてわからないのです。だから、お尋ねしておる。さつき北村委員がいますように、二十町歩が自立林業経営者だとして、その育成をはかるうとしておる。一方、私が聞いたのは、一町歩未満のものもそれは対象、零細林業経営も対象なんだという。だから、それならどういうところにこれは力点が置かれて、将来どういう方向にこの二十町歩以下というものが林業経営で育成されるということのために国が援助しようとしておるのか、この点を明らかにして下さい。

○委員(梶原茂嘉君) ちよつと速記をとめて。
〔午後四時八分速記中止〕
〔午後四時二十九分速記開始〕
○委員(梶原茂嘉君) 速記を起こして。
○政府委員(吉村清英君) 林業経営維持改善資金の貸付につきまして御説明申し上げます。この貸付でございすが、植栽後の保育等の管理資金、これは造林の資金ではございせん。造林の後五年以後の保育管理等の資金と、それから経営規模の拡大のための造林地または幼齡の人工林等の取得の資金、それから経営細分化の防止をはか

るための相続資金、それから林業経営維持のための維持資金——これは医療資金、負債整理資金、こういうような四つの種類の資金が指定をされているのでございすが、貸付の金利は五分五厘でございまして、二十年以内といましてございまして、先ほどの二十ヘクタール未満の所有者というところになっているのでございまして、で、先ほど御質問の中にございまして、中間の空間というところでございすが、この造林の助成につきましては、一応私どもは指導的には五十町歩以上の方は融資でやっていたと思いますが、先ほど申し上げましたように、どちらかを希望をされているというところでございす。その点はこの空白のところはな

○小笠原二三男君 もう一度お尋ねしますが、管理資金というのに入ります資金は何と何で、管理資金と並ぶものは何と何ですか。
○政府委員(吉村清英君) この植栽後五年以後の保育等の資金でございす。資金とは保育資金等、それから管理資金と並んで経営造林維持あるいは造林資金が一つ……。

○政府委員(吉村清英君) 造林資金は入りません。
○小笠原二三男君 じゃ、経営維持資金、それから相続……。
○政府委員(吉村清英君) 経営規模拡大のための資金でございす。それと、取得資金でございすね、これは、それと、経営細分化を防止をいたしますための相続資金、それから林業

の経営の維持のための維持資金、この維持資金と申しますのは、医療あるいは負債整理というようなための資金でございす。
○小笠原二三男君 それで、もう時間が制限されましたので申し上げますが、森林計画では先に一例をあげました一町歩未満のものは当座もうはらず、あるいは将来はもっともつと大規模のものだけ対象にしてはほしい、こういう構想があるのですか、ないのですか。
○政府委員(吉村清英君) 一町歩未満の所有者の意思によりまして県知事に申請をいたしますと、その許可を得ますと、自家用林の指定が受けられるわけでありす。そういったしますと、届出等の手続が要らなくなるわけでありす。

○小笠原二三男君 具体的にはそういうことでわかりましたが、将来の構想として下を切ると、計画からはずすという点はどうか。
○政府委員(吉村清英君) そういう考えはございせん。
○北村暢君 私はこの三、四ですかについて、ほかの人は知りませんが、私、五と六の問題についてお尋ねいたしますが、民有林労働者の安定的確保のため、労働条件の改善、社会保障制度の確立等その福祉並びに所得の向上を図ること」という附帯決議がついておりますが、民有林労働者の失業保険についてはどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

○政府委員(吉村清英君) 失業保険でございすが、失業保険法によりまして農林の事業につきましては、当然加入からはずされておるのでございす。で、林業労働者を被保険としたし

ますのには、事業主は都道府県知事の認可を必要とされておりました。認可に際しましては、基準によりまして毎年季節的に、また常時循環的に離職者を発生させるおそれのある事業主は認可をしないこととされておるのでございす。三十七年度からこの要件を、常時五年以上を雇用しまして、年間継続して企業をする事業主で、離職率が五〇%以下であるというように緩和をいたしました適用をすることとなっております。

○北村暢君 そうしますと、これは労働大臣の認可基準を緩和したと、こういうことになるのであらうと思うのですが、そうしますと、この雇用者の半分の人がまあ離職するということがあつても、一年間続いた場合には、失業保険を適用する。したがって、その事業主と雇用者が事業をやつておるわけですが、それが一月月でも二月月でも切れてしまふといった場合には適用にならないわけですね。
○政府委員(吉村清英君) この要件からしますと、私どもはそういうふう

○北村暢君 そうしますと、適用にならないということになりますと、一体、今までは労働大臣の認可で、農林業というものは全部はずされておつた。ところが、今度は年間仕事を續いておるもので、半分だけは雇用関係からいつて減つてしまふ、しかしながら、一年間続いていなきやだめだ、こういうことになるわけですね。そうしますと、そういうことで、そういう業態で救われるものというのは、一体、林業の事業の中で生産並びに造林というものはもう一年間続くとすることは

ますのには、事業主は都道府県知事の認可を必要とされておりました。認可に際しましては、基準によりまして毎年季節的に、また常時循環的に離職者を発生させるおそれのある事業主は認可をしないこととされておるのでございす。三十七年度からこの要件を、常時五年以上を雇用しまして、年間継続して企業をする事業主で、離職率が五〇%以下であるというように緩和をいたしました適用をすることとなっております。

あり得ないでしょうか、これはもう全然だめだと思ふ。したがって、この伐木関係ですね。伐木関係、そのほか、まあ、造林も続いているんじゃないかと思ふのですが、とにかくこの林業関係のもので、年間ずっと適用されて、事業が続くというものは、一体、林業関係の中でどの程度あるのでしょうか。私はせっかく緩和されても、適用されるものは非常に少ないんじゃないかと思ふのです。東北、北海道等で、年間通じて林業関係で仕事があるなどというのは、ほとんどないんじゃないかと思ふのです。したがって、せっかく労働大臣の認可基準というものが緩和されても、適用されないものが多いんじゃないかというふうに思ふのですが、どの程度に把握されておりますか。

○政府委員(吉村清英君) これは昨年——本年度でございます、三十六年度に北海道で試験的に実施をいたしまして、三十七年度から全国的にこういう基準でやるといことがきまつたようでございますが、お尋ねの、どの程度の予想ということは、ちよつと今私、予想をいたしかねておりますが、この実施をされます将来の実績というものは、十分関心を持って注意を払つていかなければならないと思つております。

○北村輔君 この点については、北海道で試験的に一年間実施したというのだけれども、林業関係でこれを要求、認可の申請のあったものというものは、非常に少ないというふうに聞いているのです。したがって、少ないものを基準にして全国的に伸ばされるという、林業というものは御存じのように

北海道、東北と四国、九州とでは業態が全くといっていいくらい違ふわけでしょう。したがって、北海道の一つの例をもつて全国を律するということは非常に無理だと思ふのです。したがって、私は今労働省関係の事務当局にこの問題をやはり折衝しているのですが、実際そういうことで九カ月なり十カ月なり続くものがあるとするならば、あと一、二カ月というのだったら、やはりこれは検討しなくちゃならないんじゃないかと思ふ。半年も何も切れてしまふというのだったら、これはちよつと労働大臣の認可基準で適用するということは非常に無理だろうけれども、九カ月以上というものであれば、これはやはり対象として考えるべきじゃないか、検討してもよかつたんじゃないか、こういう労働省の職安の関係の担当者が言っているわけなんです。したがって、どの程度林野庁は、まあ農林漁業でということでございますから、そういうことでいけば林業の実態というものを、労働省が把握できたというところに私は非常に疑問を持つのです。ですから、この問題は四月一日から実施するということをやっているようでございますが、絶対に認可基準がかえられないものかどうか。法律改正とは違ふわけですから、労働大臣の認可基準でいくわけですから、もう少し積極的に林業の実態というものを、しかも職安課長は最近になつたばかりでわからないと言ふのです。よ。だから、わからないものは——やはり実態がわかりませんというのを私に率直に言っているのです。だから、わからないでそういう基準を作ら

ない、私はそう思ふのです。したがって、そこまで踏み切つたのでありますから、相当な予算もとつてやろうとするわけでありまして、無理のない十カ月なり九カ月なり、こういう事業の続くものについては、どうしてもやはり季節的に一、二カ月切れるということはあり得ることなんです。ですから、そういう実態を訴えて労働省に、担当者に納得をさせて、大臣の認可基準というものをやはり私はひとつもう一ぺん林業の場合考え直してもらふという余地があるように感ずるのでありますが、そういう努力はできないものでしょうか、どうですか。

○政府委員(吉村清英君) この制度と申しますか、基準がきまりましたのは初めてのことでございます。さらに御指摘のような私どもの努力の足りませんことは、労働省方面にも十分実態を知つてもらうように努力をしたいと思つております。

○北村輔君 その点については、労働省——私の話した範囲では、これはほかの方が折衝すればどうかわかりませんけれども、私の話した範囲では何か認識不足のようです。そうしてそれは検討すれば全然不可能なようなことではなかつたようです。検討するのに値するという気持のようです。ですから、せっかくの制度を改めようとするのでありますから、北海道の一つの例で、一年間の実施した経験で四国、九州の業態なり、全国に直ちにすると、しかもそれは非常に北海道の場合少なかつたという事例で全国にやられるというところについては、私は業態が違ふだけに疑問がありますので、ひとつ

この点は今後大いに折衝してもらいたい。労働省も全然いかぬというつけない。どんな回答のようではございませう。林野庁の働きかけいかんによつては、私はもう少し実のあるものになるんじゃないか、こういう感じがいたします。努力をしていただきたいと思ひます。

それから次に「国有林野事業の運営に当つては直営生産を堅持し、従業員自身の安定、労働条件の改善に努めること」と、こういうことなんです。が、この直営生産の問題については、もう質問いたしましたからいたしまして、んけれども、聞くところによると、これはどこから出てきたのかわかりませんが、この衆議院の附帯決議は、「国有林野事業の運営に当つては直営生産を堅持し」ということなんです。「堅持し」というのは、だんだんだんだん直営生産が先細りになっていって、だんだんなくなつていっても、少しでもあれば堅持したのだと、そういう理解に立っていることをいっているのです。堅持といふことはそういうことなんだと、拡充といふことで、母体として拡充していくというふうに私は理解をしているのですけれども、堅持といふのは先細りしていつて、少しでもあれば堅持したといふことになるのだから、そういう解釈でいいのだ、衆議院の決議というものはたいしたことないのだと、こういうまことにふらちな解釈をする向きがあるやに、なければ幸いですが、あるように聞いているのです。これはもう全然附帯決議の趣旨とは違つた解釈、この解釈からいえば堅持といふのだからほんとうになくなるまで持つていけばこれは堅持じゃない

いかと、こういうふうに言われれば、まさにこの解釈のとおりは堅持なんだ、そういう、全く附帯決議をつけた意思とは違つた解釈をする。そういうことがあるから私もこの附帯決議について質問をわざわざしなければならなくなつてくるのです。そうでなければいいのですけれども、普通の常識でもって普通に解釈するのだったら、そういう常識的な林野庁だったら信用するのだけれども、そういうじゃない。そういうことがわれわれの耳に入ってくるのです。これじゃやはり質問して確かめなければならぬというところになつちやうのです。ですから、こういうことをわざわざ質問せざるを得なくなつてくる。こういう点についてはきつりひとつ、この委員会でもこの直営生産の問題についてはやつたのですから、長官も意思をはつきりさせられたのでありますから、ひとつ明確に答えていただきたい。したがって、この資料等によりまして、造林事業、直営生産にいたしまして、もう最近においてずっと減つてきていることは間違いない。また、林野庁の指導の方針もそうであつた。これは間違いない事実なんです。この実績において減つてきているのですから、請負もしくは直営生産と背馳している方向が実質的にそういうふうに出てくるのですから、今度の国会以後そういうことがないように、直営生産の堅持といふことは先細りで堅持だなんていうことのないようにひとつはつきりしていただきたい、このように思ひます。

○政府委員(吉村清英君) 直営生産につきましては、先だつてお答えしたとおりでございます。この直営生産の量

は私もだいたいその後検討をしてみましたが、減つておらないのでございませう。また率は確かに減りました。これは確かにほかの、ほかのというよりも増伐その他で数量がふえたということ、その理由をいたしましては、私の考え方はやはり現場の仕事だけを一時にふやすという事は、これは全体のバランスの上から非常に危険がある。危険があると申しますことは、これは職員それぞれへの処遇、手当、そういったものを考えに入れて、それから労働の強化、そういったことも考えに入れて、やはり全体のバランスを見ながら確実にふやして参らなければならないというように考えておるのでございませう。まあ、今後もそういう考え方で進めたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小笠原三三男君 五、六と一括して簡単なことで伺ひますが、民有林労働者については福祉の向上ということがうたわれ、国有林事業については労働条件の改善に努めるといふことがうたわれておりますが、それで端的に山林労働者の恵まれぬ環境の中での生活水準、何ら慰安も求められないというやうな、そういう状態の中にすな、あるいは子弟の教育なり、非常に困る問題が多々ある、そういう問題について、どうか金を出して、やっぱり重点的に、福祉厚生施設の設けを遠隔のやうな地域でも置くというやうな考えはないですか。

○政府委員(吉村清英君) その問題でございませう。確かに私もこの林野行政を担当いたしております、その中に住む人たちの環境の問題、あるいは生活の文化的向上の問題、そういう問題と切つても切れない立場にあると思ひますが、林業という立場から、私どもだけの立場からやるのはいいか、あるいはまた、私どもでこそやらなければならないのかという問題は、私もいろいろと考えておる、この点でございませう。民有林の問題等につきましては、そういう確かに問題はございませう。国有林につきましては、分教場の設置、あるいは先ほど森林鉄道自動車道にする問題からの、労働条件からの問題もございませう、一面そういうことによつて奥地化というものを緩和していくということもこれは考え、同時に、やはりそういった国有林内の、あるいは地元の施設としてのそういった問題を取り上げて処理をしつゝあるわけでございませう。これも、しかし、さらに十分検討をしていかなければならぬ、私どもだけできなくて、やはり関係方面とのいろいろな協議、折衝というものも必要だと思ひております。

○小笠原三三男君 民間のやうな労働者に対しては、公務員関係で宿泊施設とか寮とか、そういう設備があつて、旅行も割合経費もかからずにできる、そういうやうな問題もあるのですから、全国的に主要な地点にそういうものを設置するとか、あるいは林野庁職員に対してですね、たとえばそれは北海道であらうが東北であらうが、われわれの知る範囲においては、単身で奥地に入る、あるいは僻地の官林署に転任させられる、子弟の教育、義務制はいいかれども、高等学校、あるいは大学ということになると、全然二重に家計費がかかる、したがって、局々にはそれぞれの宿泊施設を持つておるところもあるやうですが、もう少し抜本的に、そういう後顧の憂いもなくなるやうな施策というものを考え、これが適当ではないか。これは同じ公務員であつても特殊な環境の中にあつて、なおこの大きな将来の大計画を遂行するとなれば、そういうことを積極的に進められるという事はできないものかどうか。

○政府委員(吉村清英君) 主要な高等学校、大学のありますやうなところには指定寮を設けて、そこへそういった修学の生徒、学生の宿泊を認めておるのでございませう、さらに十分でないところは、さうそくを進めて参りたいと思ひます。単身赴任のやうな場合、まあ別居手当でありますとか、あるいは住宅の設備でありますとか、そういうものをやつて進めております。

○小笠原三三男君 単身赴任の問題が出てきましたが、奥地担当の職員などは家庭ぐるみで林野行政に協力しているやうな状況なんですね。これらはいろいろ具体的に考えられる問題があるやうにわれわれは視察した限りでは思われたのです。そこで、もうとつびな話になります、今林政協力費という特別会計から出ている金が相当額あります、が、この林政協力費というものの収支は何なんですか。

○小笠原三三男君 林政協力費というものを概括してみますと、治山事業、民有林、保安林買上げ、膨大な金額になつております。これは全く公共事業費を肩がわりしたやうな形のものにも思われるのです。あるいは関連林道、林木育種、共用林野に対する援助、海岸砂地造林、これらが林政協力費でございませう、さうでしよう。

○政府委員(吉村清英君) それが広い意味の林政協力費でございませう、これは国有林の経営の中で、林政に貢献をして、さういふ意味でございませう。たとえば、国有林自体でも関連林道といふものは、国有林自体と同時、民有林のためになる。それから保安林の買入れといふものは、これは民有林を買入れ、国有林が経営をして、将来経済的にまで持っていくといふやうな考え方でやっていますものでございませう。

○小笠原三三男君 さうすると、これは正確には国有林野行政協力費ですか。

○政府委員(吉村清英君) 特別会計の金でございませう、ですから国有林の事業と同時に、民有林に協力ができ、さういふものでございませう。

○小笠原三三男君 全部言ひませんでしたが、われわれは地方行政委員会におりましたときに、地方税法、固定資産税の問題で、この問題をやつたことがあるのですが、その際には市町村交付金というもので肩がわりしたやうに思つてゐるのですが、この固定資産税関係の代替としてなく、今出て五億五千万五億という市町村交付金は、これはどういふ趣旨で出ているのですか。

○小笠原三三男君 林政協力費というものが、おっしゃつた固定資産税相当額ということになつております。

○小笠原三三男君 それでは、お尋ねするのですが、もの本で見ると、この特別会計が成り立つたのは、二十二年かの国会のやうですが、その際の附帯決議があるのです。その附帯決議で見ますと、地元交付金といふものを、これが戦前のそれに見合つて、なおかつ林政協力費として出ることも期待するが、そのほか林業労働者の福利施設、林業文化の建設、林業資金への支出援助ですね、さういふことがうたはれておるやうですが、これは事実ですか。

○政府委員(吉村清英君) 地元交付金の中には、さういふものは……

○小笠原三三男君 いや交付金じやない、林政協力費として特別会計をもつてやる、この法律の附帯決議……

○政府委員(吉村清英君) たとえば林業試験場等は、最初特別会計の中で経理をしておりましたが、その後、経理上の問題等もありまして、一般会計に移つております。

それから、その他労働者の福利……

○小笠原三三男君 福利施設、林業文化の建設といふ眼目があるのです。

○政府委員(吉村清英君) さういふ点について、ちよつと今思ひ出せません……

○小笠原三三男君 それでは、公共事業なりあるいは国有林そのものが、当然国有林会計で措置すべき林道の問題なり、これらに出される金が大分です。さうして地元交付金といふものは、三十四年には四億九千万、三十七年は予算としては五億一千万ですか……ところが、よそのものを見ますと、五

十一億とか……十五億ですか、相当膨大なものが出ておるのです。で、長官がそういう非常に、お考えとして

ぜび福利厚生問題その他、出し得るものなら、そういう林業労働者に対する環境整備の仕事をやりたいというなら、こういう特別会計で、直接、今後の森林計画を遂行するのに役立って、こういう部門に金を出す道を検討して、そうしてはとうとう効果の上がる福利厚生施設というものが考えられないのかどうか、特別会計から使ってはいいかぬという筋は、もしも附帯決議がこうあれば、ないと思うのです。ただ意っておったというだけだと思うのです。そうして、一方、附帯決議にも何もないうようなものが肩がわりしておると思ふのです。

この点についての御意見と、あとはもう時間がないからこちらに譲ります。が、もう一つは、共用林野のそれが三億三千万例年度出たおつたものが、三十七年では新炭に対する助成はゼロになつておるのです。これはどういふ理由で削ってしまったのか。この二点、伺いたい。放牧のほうの関係の二億は残つておりますが、薪炭共用の問題のほうはゼロになつておるようである。

○政府委員(吉村清英君) それではさきのほうをお答えいたします。さきの問題はつきましては、どうも私勉強が足りないで恐縮しておりますが、検討いたしまして有効な使途というものを確立をして参りたいと思ひます。

で、薪炭共用林野の……

合は見積もりは低いのではないかと、計算の基礎が。

○政府委員(吉村清英君) その点でございまして、国有林の場合には民有林と違ひます。保安林も交付金を出すことになつておりました。民有林の場合には固定資産税はかからないのであります。計算の基礎の問題でございまして、これは大体平均の率をかかつておつたと思いますが、そのもとになります基礎につきましては、私どもも資産の再評価、あるいはまあその他の方法によりまして、三十七年後に検討いたす予定をいたしております。

○小笠原三男君 これには地元側として、非常な不平不満があるのです。私の県は岩手県で、旧上閉伊郡附馬牛村というの、宮内庁所管の林野なんです。その附馬牛村というのとはほとんど、おそれ多くも皇室から出るとするその金を財源として、相当の仕事がでる。国有林野に切りかえられ新法になつて、この交付金というものだけで何らあとはめんどう見てもええない。そうして取り巻かれる行政区域は、全部国有林——私は遠野市出身なんです。遠野市は、松を除いて、まわりは全部膨大な国有林、それから零細な交付金しか出てこない、またそれがあつたに、市政の中から出費する金というものは相当額である。もらった金だけでは間に合わない。何ら国有林野のある町村として、特別な恩恵が受けられないという問題もあるのです。これらはやはり、さきに言いましたように、今後検討していただけるものですか。

○小笠原三男君 じゃ、調べている間に、地元交付金の問題ですが、これは一般の固定資産よりは、国有林の場

ていつて、そのことによって国有林野に対する各般の協力を願う、私はこれが大事なことであらうし、二十二年にこの法案が通りまして、高知市長をやつてゐる現在の氏原さんが、この林政協力費を出すほどの趣旨が、地元交付金を増強するということにあるのだという演説もしているようですが、趣旨からはよほどこれは違つてきたのではないかとおぼしめるので、固定資産税見合いのものが五億しか出ないというなら、何らかの形で、この点も御研究していただきたいと思ふのです。

○政府委員(吉村清英君) その問題につきましては、三十七年度に調査をいたす準備をいたしております。

○清澤俊英君 今の第二の小笠原君の質問に関連して、私は勉強が足りませんので、したがうして、詳しいことは、おのおのの振興計画を持って別立法を要求していると思ふ。こういうことは、私もよりかはかつてあなた方がよくわかる。そういうものと、このたびの計画について、どういふ関連でいわれるのか、あるいはそういう要求に対してどういふふうにかつていられるのか、ということなんです。

○政府委員(吉村清英君) 今回の範囲に於いて、森林区ごとに、県知事等がその区域ごとに実施計画を立てる、こうやって上からつとくるものですが、そうすると、地元の山村というものを絶対除外してすべてのものがやられる。今聞いておりましたも、なかなかめんどろな問題ができておる、山村自身としては、そういうものとこの計画との取り合わせは一体どうお考へになつてゐるか。全然忘れて、そういうものをもう無視して今の計画が進められてゐるようには私はこの法案の中からくみ取るのです。

○政府委員(吉村清英君) 今のお話は国有林の問題でございまして、国有林の地元交付金が少なくはないかという御指摘でございまして、それと、山村の厚生施設その他を国有林の剰余金等を用いて使う方法はないのかというお話でございまして、したがうして、そういう点については、この地元交付金の問題につきましては、三十七年度に検討をいたします準備をいたしておるわけでございます。その他の問題につきましても、私もこの支出の方法というものをたいたいま研究中でございまして、今の御指摘の、私も勉強の足りなかつた点もございまして、そういう点もあわせて検討をいたしまして将来の方針を研究をして参りたいというように考えておるのでございまして、それと、この法案の森林計画の上と下との問題につきましては、この上の上からと申しますか県の地域森林計画の示します範囲内において自由に森林所有者が経営というものを計画的に実施ができるように指導もいたし助成もいたして参りたいという事になつておるのでございまして。

○清澤俊英君 そうしますとね、今一つの団体がありますね。奥地山林振興会というのですか、何かそういうものがあるのでしょうか。おわかりになりますか。名前がちょっと違うかと思ふのですけれども、奥地山村です、山村の振興会、これはいろいろな問題

ですが、保安林の問題から、それから各河川の頭首林の問題から、そういうものを含めてわれわれに一応計画をまかしてもいいか、こういう大筋筋じゃないかと思ふのですがね。だから、今ただ単に聞かれた官有林に対する補助金以上のものが計画されておる。こういうものに対して、さらにお考へが別になのかどうか。これは特別立法をもつて何かしらもらいたい、こういうのです。

○政府委員(吉村清英君) その奥地山村振興……

○清澤俊英君 全国会議とか何とかというの……

○政府委員(吉村清英君) 全国会議というのですか——ちよつと今思い出せませんが、ともかくこの森林の経営という、まあ経営の計画という問題につきましては、森林法によってやつて参りたいと思つております。

○清澤俊英君 そこでね、問題になるのは、これからの農業基本法による森林計画、この間から問題になつた二十二条ですね、二十二条と今の計画が全然関係ないとして進められるならば、将来において二十二条はどう取り扱おうとお考へになつていきますか。

○政府委員(吉村清英君) この二十二条との関連につきましては、将来私どもも全然その関連なしに進めるといふことは考へておりません。で、私どもはそういう農家の経営いたします林業というものは、農業との関連において計画的に経営をすべきであるという考へ方を持つておられますので、その点では別個に林業だけを進めるといふようなことは考へておらないのでござい

ます。

○清澤俊英君 それはそれに違いないでしょう。だがね、山村においてですね、山村自身が中心になっていろいろなことを考えているでしょう、林業等を中心にして。一番それに資源があるのですから、ごく山村に参りますれば、ほとんど農耕地で水稲などを作っておるのは、自分の飯米をとればいいだけなんです。大体の収入は山林労働者として、もしくは薪炭の生産業者として、それが大抵生活の中心なんです。そういう公共団体がいろいろのこ

とを一つ計画して、あなたの方のところに言うてきておるのです。これは農民の進めべき道とそれを考え合せてやるなんていったら、ほとんど二十二条というものの関連においてお考えがないということなんです。私はお考えがないと見ておる。別の立場に立つてやっぱりそれは考えなければならぬと思うのです、あなたの方のほうで。

○政府委員(吉村清英君) 私ども、あるいはお答えにならないかと思うのでございますが、山村のそういった振興の問題になりますと、これはまあ私どもも山村振興林道というようなものもただいま実施をしておるのでござい

○清澤俊英君 この問題はこれで打ち切ります。いずれまたほかの場合が出てきていただいて御相談することがあ

るかもしれません。

それで、次に私お伺いしたいのは、三十六年の三月かと思いますが、三月月じゃない八月だったかな、これは八月に出ましたね、木材価格安定研究対策。これは二月にも出ているのですね、一応まあ閣議決定の方針が、それを拡大して三十六年の八月に提案せられておる。その計画の跡は、

○政府委員(吉村清英君) 三十九年度は八百五十万立方という計画をいたしておりましたが……

○政府委員(吉村清英君) はい、輸入でございませう。それが三十六年度のうちにかなり上回る見込みでございませう。九百万立方をこえるのではないかと

○清澤俊英君 ふえる分ですね。そうしますとね、三十六年度の増加輸入量は、三百五十九万二千立方米になってお

○政府委員(吉村清英君) 入りまして、さらにこえるだろうと思っていま

○清澤俊英君 それでは、その次に伺

○政府委員(吉村清英君) はい。

○清澤俊英君 それから、民有林が百二十一万、合計四百六十七万というの

○政府委員(吉村清英君) 国所有林にお

○政府委員(吉村清英君) その十九

○政府委員(吉村清英君) ちょっと今

ですと、逆に製品を立木に割り出して

○清澤俊英君 何か聞きますと、だい

○政府委員(吉村清英君) そういう奥

○清澤俊英君 これは大体それなら

○政府委員(吉村清英君) 製品という

○清澤俊英君 その点は、ちょっと私

と、営林署へ全部照会してみないと

○清澤俊英君 何か聞きますと、だい

○政府委員(吉村清英君) そういう奥

○清澤俊英君 これは大体それなら

○政府委員(吉村清英君) 製品という

○清澤俊英君 その点は、ちょっと私

る建築用材等の考え方に対しては、基本的にどうお考えになつてゐるか。

○政府委員(吉村清英君) きょう御説明いたしました長期の見通しの中におきまして、住宅のそういう傾向というものも取り入れて計算をしてゐるわけでございます。まあ、存外永久建築と申しますか、そういうものにも木材が必要でございますし、また住宅というもの、なかなかやはり木材というものは、なかなかというところはできないのから離れるというところはできないのではありませんかという、これはアメリカあたりの方など、これはさうさうのようです。それから、そういうように私どもは考へております。

○清澤俊英君 都会においては、アパートがどんどんできるのですが、木材のアパートなんかほとんどない。都会では大鉄筋、鉄骨とか、あるいはブロックとか、こういう不燃体の構造の建築がふえてきてゐる。山間部や村落でも、そういうものが近ごろの木材の値上がりで、そういう傾向が急速に進んでくるとするならば、長期見通しに立つたならば、建築用材というもののに対しては相当の考え方が入り用だと思ふのですが、こういうものに対して何か総合的な研究をせられる機関はあるのですか。どれくらい減るだろうとか、まだどれくらい……

○政府委員(吉村清英君) 木材価格の問題になりますけれども、やはり価格というものは、需要というものの調整の役目がある。したがって木材の価格と、そういった鉄筋コンクリート等の建築費との比較において、先生の御指摘のようなことが出ますと、やはりそういう傾向になつてくると思ふますが、このコンクリート建築等、最近

御承知のように化粧のタイルを張らない生地のままのものがだいたい出ております。ああいうものはペネルは非常にえり好みをしまして、非常にいいものを使うようになって参つております。

で、その割に木材の消費量というものは案外減らない。それと人口の増加というものもあります。で、私どももいたしましてはそういうものを構造式の中に取り入れまして、計算をして見通しを立てておるわけでありまして、

○清澤俊英君 大抵不燃化物の建物を建てるというところは、ただ単に木材の価格ばかりじゃありません。最近では非常に災害があるのです。日本にはこれに台風災害が非常に多いのです。それから台風災害の多いところは、もう木造を建ててみても、再建するに国庫は三十万円くらいしか貸さないんだから、同じ借金するならひとつ思い切つてブロックにしちまへと、こういう考へ方が強く出てきてゐるんです。価格ばかりでそういう方法がとられてゐるとは考へません。そしたら相当そういう見通しが森林計画の中に長期的なものとして入らなければならぬと思ふ。それをただあなたのおっしゃるとおり、まだ大丈夫なんだからそんなことは考へる必要はない、これはおかしいと思ふんですが、あまり独断じゃないかと思ふ。

○政府委員(吉村清英君) その点は計算の中へ入れておるのでございます。ただ、その気持をあとにつけ加えたのであります。

○小笠原三三男君 もう終わりですが、やはり委員会の体裁を整えて締めくくりたいのですが、私の質問したことで二点答弁がない。昨日の最終の答

弁と、先ほどそういう特別会計の關係法律が出るときにそういう附帯決議があつたのになかつたのか、この二点。

○政府委員(吉村清英君) ただいまの審議会の委員の問題、林政部長から御説明をさせます。

○説明員(高尾文知君) 昨日の小笠原委員の御質問に對しましてできるだけ調べましたところをかいつまんでお答え申し上げます。

第一点の行政機関職員が委員となつてゐる審議会の例でございますが、これは昨日は自然公園審議会だけを取り上げて申し上げましたが、そのほかに相当ございまして、社会保障制度審議会、それから中央青少年問題協議会、積雪寒冷地帯振興対策審議会、畑地農業改良促進対策審議会、それから国有財産審議会、国土総合開発審議会等でございます。それから第二点の内閣を任命してゐる審議会の例がほかにあるか、こういう御質問でございますが、総理大臣の承認を得てゐるものは、ただいまのところ中央森林審議会のほかにはないやうでございます。ただ内閣の承認を得て当該所管大臣が任命をするという例が三つございまして、中央教育審議会、これは文部省設置法によつておりました、内閣の承認を得て文部大臣が任命をいたします。それから公共用地の取得に関する特別措置法でございまして、内閣の承認を得て建設大臣が任命をいたします。それから国民金融審議会、これは国民金融公庫法でござい

ますが、同じく内閣の承認を得て大蔵大臣が任命いたします、大体こういうふうになつております。いずれもこれは新しい立法例でございまして、内閣の承認を得てと書いてございまして、内閣に附けておけるといふことで慎重を期してゐるやうなことでございまして、いづれ将来は内閣総理大臣の承認といふことは、あるいは改正をするかもしれないと、非常に少ない例であるといふことでございまして。ただ農林大臣が任命するよりも慎重を期してゐる、こういうことであります。

○小笠原三三男君 ですから、やはり一つの法体系を整備するという建前からいって、総理大臣の承認なんというところは、その当時の立法事情はどうであるか知らぬが、異例なことでおかしい。どこでどういふ違いがあるかといふたら、おそらく法制局といへども答弁に困るだろう。この点はやはり政務次官にお尋ねしますが、今後においてこういう改正がある場合に、善処せられたらよいのではないかと申すのです、いかがでしょうか。

○政府委員(中野文門君) お説の点につきましては、私御趣旨のとおりに十分検討したいと思ひます。

○小笠原三三男君 最後に政務次官にお尋ねしますが、これは政府に対してお尋ねする。今までのいろいろな御迷惑をかけて審議して参りましたが、審議の経過から見ても、あるいは衆議院の附帯決議等から見ても、どうしても森林法の一部改正によつて抜本的な当面要求される問題が解決されるとは考へられませんか。したがって、農業については構造改善の本質的な問題を取り上げた基本法があるのですが、それらと並び、あるいはあわせ、この森林法といふものではないと述べられない部分を基本法として整備せられて、次期国会

にお出しになるお考えがありますか。

○政府委員(中野文門君) お説の森林基本法のごとき森林行政の基本的な法律を次期国会に出す決意を今、問われたいわけでございますが、まことに重要な事柄でございまして、われわれもいたしましては十分に御期待に沿うやうに、それが次期国会に間に合うやうにしようと思つてゐるわけでございまして、

○小笠原三三男君 それは言葉で満されて、と申しますか、抽象的にしか御答弁にならぬ理由もわかりますが、農業基本問題を調査した答申が、一昨年も一昨年出ておる。一方は曲がりなりにも、われわれとしては不満足であつて、今それが露呈しておるわけですが、農業基本法を鋭意作成して、もうこれが法律としていよいよ実体を備えて三十七年度から発足するわけです。林業基本法は来国会を延ばしてまた次の国会であるといふことなら、一昨年の国会で現時点から考へての基本問題調査会の答申といふものが、ここ何年間

放置せられる結果になる、そういう形のもの内閣が諮問し、答申をやったものだとは考えられない。したがって、おそくとも来国会までにはこれが提出をするのだ、こういう御決意で作業を進められるということを期待するのですが、それはどうなるかわからぬというような意味でお答えになつてゐるのでは——政務次官、そして農林大臣はどういう御決意を持っておられるのですか。はつきり御答弁いただければ、あとは私は問題はもう解消すると思ふ。

○安田敏雄君 閣連。私はこの委員会の審議に先だつて資料要求をするときに、わが党でも基本法を考えて出す用意がある。しかし、まだ考え方が集約されておらぬので、一応今国会は見合ませましたが、おそく来国会におきましてはわが党の基本法というのが提案されるだろうということをわれわれは考えております。したがって、わが党が出した上に立つて、政府が出さないということは、これはいろいろな観点から見ても少しくかと思ふわけなんです。またとにかく与党側といたしましても、やはりそれに對抗してなんかに政府が出さなければ、議員提案ということを考えて思ひます。そういうような情勢も一面にはある以上は、やはりその基本問題調査会の答申が出てゐる以上は、やはり今小笠原委員のおっしゃる通りに作業を早くして、そうしてできるだけ周到な計画の中で提出すべきである、こういうように私は考えますので関連して質問したわけでございませうけれども、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○清澤俊英君 閣連。こういう問題を

質疑したあと、一応は大臣に総括的な大ざっぱな質問は言いたいですよ。基本法との関係などがそれでいいというお話だと、なかなかこつちはおさまりかねるのです。

○政府委員(中野文門君) 重ねてのお尋ねでございますが、林業基本法をすみやかな機会に成案を得て提出をする用意をせよというふうな受け取りましたが、御説のとおりになるべくすみやかな機会に成案を得て——すみやかと申しますのは、次の通常国会を目途に作業を進めて御期待に沿うようにしたい、かように思ひます。御了承を賜りたいと思ひます。

○委員長(梶原茂嘉君) 他に御発言ございませうければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もございませうければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を始めて。それでは、これより採決に入ります。森林法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原茂嘉君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。よつて、さう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十八分散会

第八部

農林水産委員会會議錄第十九号

昭和三十七年三月二十三日

【参議院】

昭和三十七年三月三十日印刷

昭和三十七年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局